

## 1. 平成31年第1回郡上市議会臨時会議事日程（第1日）

平成31年2月7日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 会期の決定

日程3 議案第1号 財産の取得について

日程4 報告第1号 専決処分の報告について

日程5 議報告第1号 諸般の報告について（議員派遣の報告）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	農林水産部長	下平典良
商工観光部長	福手均	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	教育次長	丸山功

会計管理者 遠藤正史

消防長 桑原正明

郡上市民病院  
事務局長 古田年久

国保白鳥病院  
事務局長 藤代求

商工課長 田代吉広

#### 6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長岡文男

議会事務局  
議会総務課長 水口裕史

議会事務局  
議会総務課長  
補佐 竹下光

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員の皆様には大変御多用のところ御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成31年第1回郡上市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には12番 清水正照君、13番 上田謙市君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（兼山悌孝君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る2月1日の議会運営委員会において協議をいただいております。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

---

### ◎市長挨拶

○議長（兼山悌孝君） それでは、ここで日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。

本日、平成31年第1回郡上市議会臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方には御参集をいただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、御挨拶及び提案説明を申し上げます。

暦の上では立春となりましたけれども、市内の各スキー場にとっては、もう一降りも二降りも雪が欲しいところかと思っております。

一方、昨年末、一部区間を除きまして、東海北陸自動車道の白鳥インターチェンジから飛騨清見インターチェンジ間の4車線利用が可能となったことから、おかげさまで例年見られる渋滞もなく、交通の面では快適かつ安全なスキーシーズンが迎えられていますことに、非常にありがたく存じているところでございます。

さて、本日開会をいたしました臨時議会は、財産取得に伴う議会の議決を求めるもの1件及び専決処分の報告1件について、招集させていただいたものであります。

まず、議案第1号 財産の取得についてであります。白鳥町大島地内の大島工業団地整備事業に伴う造成工事等に向け、用地取得について議会の議決を求めるものであります。

今回、50名を超す地権者の皆様から、約7.2ヘクタールに及ぶ土地を購入させていただくこととしたいわけですが、事業の趣旨を御理解いただき御協力いただきました地権者並びに地元自治会の役員の方々などに心から感謝申し上げる次第であります。

今後、用地取得について議決をいただければ、速やかに造成工事の発注準備をいたしたく、本日このように臨時議会を招集し、財産取得の議案を上程させていただいた次第でありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、専決処分の報告は、和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

議案などの詳細につきましては、担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、いつもとは順序が逆になりますけれども、12月以降の出来事について若干の御報告をさせていただきますと思います。

まず、1番目ですが、皆様のお手元にも渡っているかと思っておりますけれども、去る1月28日、郡上市の原動機付自転車のご当地ナンバープレートデザイン表彰式を庁舎特別会議室で行いました。最優秀賞に選ばれたのは、白鳥中学校の3年生の多田ここ音さんと1年生の青木佑成さんの作品でありました。

ご当地ナンバープレートは、議会のほうからも御提言があったものでございますが、郡上市がことし3月1日で合併・市制施行満15年を迎えることを記念し作成するもので、未来を担うべき若者にそのデザインを募集したところ、64件もの応募をいただきました。選定委員会の厳正なる審査の結果、清流長良川の「鮎」をモチーフとする生き生きとした2作品が甲乙つけがたく、最優秀賞として2点が選ばれました。完成したナンバープレートの図案は、両者のよいところを融合して1つにしたデザインとなっており、4月1日から交付をいたします。夢と希望にあふれるナンバープレートをつけた原動機付自転車が市内外を走る姿を楽しみにいたしております。

今持ってまいりましたけれども、こちらが最優秀賞に選ばれた2点のうちの一点、多田ここ音さんの図案でございました。それから、こちらがもう一点、青木佑成さんの図案でございました。そ

れで、この2つを1つの図案に融合するというので、このような図案のナンバープレートを作成することとさせていただいたわけでございます。

これから、これが市のPRあるいは郡上市へのふるさと愛というようなことに役立っていただければというふうに思っているところでございます。

次に、2点目でございますが、2月4日、県の事業として進めていただいております主要地方道金山明宝線（仮称）めいほうトンネル2期工事（延長803メートル）の安全祈願祭が関係者出席のもとで行われました。

平成27年から着手した第1期工事、こちらの第1期工事のほうは延長850メートルでございますが、これを含め全長1,653メートルに及ぶ本工事は、これから約3年後の2022年3月の完成が予定されているところでございます。交通の難所である小川峠区間のトンネル開通は地元の長年のまさに文字どおり悲願であり、地域の皆様はもとより市議会並びに関係各位の御尽力と熱意により2期工事着工の運びとなりました。

関係の皆様には深く敬意を表しますとともに、工事に際しましては安全かつ順調に進められますことを祈願申し上げる次第でございます。

3点目、最後でございますが、12月定例会の終盤の時期ではありましたが、去る12月の12日、競泳競技の池江璃花子選手に郡上市のスポーツアンバサダー（スポーツ親善交流大使）に御就任をいただきました。池江選手の目覚ましい活躍は皆様御承知のとおりでありますけれども、池江璃花子選手の母方のおじいさんが白鳥町御出身であることから、このようなことが実現したものであります。

委嘱書は、先方の御都合により当初予定しておりました郡上市での委嘱式にかえまして、東京において池江選手のお母様に、教育委員会の次長兼スポーツ振興課長から渡していただきました。改めまして御報告とさせていただきます。

今後は、市民一丸となって、郡上市ゆかりの選手として、池江選手を応援していきたいと思えます。

以上、議案の提案説明並びに御報告等とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。平成31年2月7日、郡上市長 日置敏明。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

---

#### ◎議案第1号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程3、議案第1号 財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

では、議案の御説明を申し上げます。青紙の議案の第1号でございます。財産の取得について、次のとおり財産を取得したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。平成31年2月7日提出、郡上市長 日置敏明。

1、取得する財産の種類、土地、これは工作物等を含んでおります。

2、取得する財産の所在、郡上市白鳥町大島字中ノ棚2827番ほか74筆でございます。

3、財産（土地）の面積、7万2,022.04平方メートル。

4、財産の取得金額、合計で4億1,948万9,106円でございます。内訳としまして、用地費が3億7,477万9,709円、補償費が4,470万9,397円でございます。

5、契約の相手方、契約件数61件、契約人数は54人で1法人を含んでおります。

6、財産取得の目的、大島工業団地の用に供すためということでございます。

続きまして、お手元に配ってありますこの説明資料というもので御説明を申し上げます。

まず、1ページからごらんいただきたいんですが、まず1ページから3ページにおきましては、筆数別に並べまして、そこに土地の所在、字名、地番、そして所有者、氏名、住所、これを一覧にしております。合計で1ページの1番からずっと行きまして3ページの75番まで、合計しまして、仮契約を結んでおりますけども、その土地補償の相手の方の人数が54人、筆数で75筆、そして面積の総合計で7万2,022.04平米ということでございます。

続きまして、4ページをおめくりいただきます。続いては、いわゆる総事業費の試算額ということの御説明でございます。これにつきましては造成の部分について、こちらに掲げてございます、造成費の関係としまして平成29年度の決算、そして30年度の今の契約金額あるいは予算額、そして31年の予算案というものをこちらに一覧表でつけたものということで、特別会計と一般会計に分かれておりますけども、特別会計のほうの合計が8億7,590万1,000円、そして一般会計の合計が5,345万1,000円、総合計で9億2,935万2,000円ということで、4ページの一番下のように米印をつけてまして網かけで示した数字、これが総合計の費用というふうに試算をしております。

続いて、5ページのほうでございますけども、市が地権者から買い上げる土地の取得単価、これについて仮契約ということで承諾もらっておりますけども、それについての御報告でございます。

宅地の①番、②番、そして雑種地の①番、②番、また田んぼも①番から④番まで、そして山林・原野、このように区分をしております。それぞれに買取単価は平米当たりの金額がここに掲げてございます。そして、これにつきましては少しページ飛びますけども、後ろのほうに図面をつけておりますので、こちらをあわせてごらんいただきたいわけですが、10ページでございます。10ページ、横に向けて見ますと、上のほうに国道が走っておりまして、国道から上がってきて市道の大平線が、現在はこの真ん中をすんと下のほうへおりるような形で下がっております。この大平線を区分し

まして向かって右側が大平線よりも北側、左側が南側というところで、単価も変えております。

例えていきますと、一番上のAというところですが、ここは宅地でありまして、大平線よりも北の部分については1万1,500円、向かって左側の南につきましてはBでありますけれども1万600円ということで、このような見方をさせていただきます。

このようにそれぞれに雑種地、そして田んぼ、山林・原野、このように分布しているということでございますので、こちらについてもお目通しをお願いしたいと思います。

では、戻っていただきます。済みません、5ページに戻らせていただきますけれども、少し加えますと、では、こういったそれぞれの単価をどのように設定したかということでございますけれども、まず宅地の①②あるいは雑種地につきましては、不動産の鑑定額ということによりました。また、田んぼの①②につきましては、不動産の鑑定額をもとにしまして、市のほうで額を決めて御提案して、地権者の代表役員に承認いただいたと、そういった経緯でございました。

全ての地権者の方54人おられますので、一回一回全員お集まり願うというわけにいきませんでしたので、代表の方7人の役員の方を決めて、その方といろいろと詰めてまいりましたが、まずは代表の方に話をして承認を得た上で、各地権者との仮契約に臨んだ、そんな手続を踏んだわけでございます。

そして、田んぼ③④につきましては、上のほうに書いてございますけれども、ここは木が植わっておりまして、木を除去すれば水田として利用が可能なものについては平米4,020円、木を除去しても水田として利用が難しいもの3,520円、このように少し差をつけましたけれども、このような形で御提案をして内諾をいただいたということでございます。最後の山林・原野につきましては、不動産鑑定によりまして340円ということでございます。

総事業費と、そして買い上げる単価ということの御説明ですが、その次に今後ということということで、市の負担額と回収の見込みということにつきまして、4番で御説明を申し上げます。

売却の予定面積は6万9,516.14平米、これは後ほど出てまいります、平面図に示されている面積でございます。これを坪で換算しますと2万1,065.5坪、2万1,065というふうに坪を求めまして、進出予定企業への売却の予定額としましては、坪当たり3万円を予定しております。それを掛け合わせますと6億3,195万円というのが進出される予定の企業から収入が期待できる額ということで、これについても後ほど詳細については御報告申し上げますけれども、まずその数字を置いておきまして、そして今度は支出のほうとしまして、造成予定費用がここに1ページ、試算表とありますが、大変申しわけないです、これはミスプリでございまして、その前のページの4ページの試算表の米印ということで、左側のほうが9億2,935万2,000円というのが支出の合計というふうに想定しております。差し引きますと2億9,740万2,000円、これが市の負担額というふうに捉えてございます。この金額につきましては、地方債の償還利子はまだ決まっておりませんので除いた額でございます。

そういった約3億円を市が一旦負担するという、今後どのように回収するかということにつきまして、6ページでございます。附帯する条件としまして、進出予定企業の想定投資額というものもいわゆる想定をしてみました。その場合に土地の取得につきましては、市のほうに6億3,195万円、そして企業さんのいわゆる設備投資として、建物の取得としまして32億5,000万円というのを想定しました。そして、設備投資としましては、償却資産で18億円ということでございまして、総投資額としては57億円弱というふうに想定をしております。そして、新規の雇用者につきましては30人から50人というふうに聞いておりますけれども、いわゆるかたい数字ということで30人というふうに想定をしております。

では、市はそれをどのように回収していくかというシミュレーションでございますけれども、1年目につきましては、まだ工場等建っておりませんので、固定資産税の収入のみというふうに考えております。そして、2年目から想定としましては、工場を建設し従業員を雇用して創業を始めるという想定でこのシミュレーションを組んでございますけれども、その場合に創業から3年間は企業立地の奨励金の対象ということで固定資産税相当額、一旦固定資産税をお納めいただきますが、同額を返すということで、そこも考えあわせてこのシミュレーションを組んでおります。そして、5年目からはいわゆる普通に入ってくるのがずっと続くということで、5年目からは約3,900万円、4,000万円弱から順番にこの税金を見込むと。これは個人の市民税とかも入っております。そうしていきますと、おおむね13年目の回収額が3億1,600万円ということで、ここで市の負担額を回収予定ということで、そういった今後の見通しというものを持っているということの御説明でございます。

7ページでありますけれども、では、企業と話をする場合にどのように売り渡しの単価を決めたかということですが、既に進出予定企業さんはほかの日本のところで、ほかのところで操業してございますけれども、その分譲単価が1坪3万円であるということもわかりましたので、そちらのほかの工業団地の分譲単価と同じで買ってほしいというふうに交渉いたしました。正直なところで申し上げると、ほかのいわゆる工業団地というのは雪が降らないところで、大島は少し降りますので、若干条件としては大島不利でございましたけれども、そこを交渉の結果といいますか交渉をお願いしまして、ほかと同じように坪3万円ということで妥結をしたというのが現状でございます。

以下、資料としましては8ページ、9ページは参考資料ということで、造成地以外の事業費の試算でございます。この一帯の工事としましては、調整池あるいは道路の改良ということも大きい柱でございます。道路もよくするというので市道の改良の工事費等々入っております。

調整池につきましては、総工費で約2億8,000万円、そして工事の第1工区は約1億3,300万円、第2工区、9ページでありますけれども、2億5,000万円、総合計で約6億6,300万円といったそういったほかの工事も進めていくということでございます。



最後になります、最後11ページにつきましては、今回の造成及び市道大平線の改良に伴います平面図の見取り図ということで、こちらはお目通しをいただきたいというふうに思います。

確認ですけれども、上のほうからずっと市道が入ってまいりまして、ここは既に第1工区は着工しておりますけれども、そこに突き当たり調整池ができ、新しくできる場所の右側に調整池ができ、そして大きく迂回して市の北部の斎場のほうへ新しい道が抜けていくと、こういった市道の改良もあわせて行くと、そういった全体の計画でございますので、御承知おきをお願いいたします。

以上、概略につきまして、資料をもって御説明申し上げました。どうもありがとうございました。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田でございます。なかなか複雑な内容、私も十分わかり切らんところがありますので、幾つか質問をさせていただきたいんですが、事前に担当者から伺ったこともありますので、必要最小限にとどめます。

一つは、進出企業さんが明らかにちょっとされていないということから、どういう企業が何をここで製造されてどういうふうになるのかというのがちょっとわからないという前提があるんですが、私、改めて一昨年でしたか、企業立地促進条例——市の条例ですが——を確認してみました。その中で第3条のところに奨励金は2種類、（1）企業立地奨励金、それからもう一つは、（2）事業所等設置奨励金、この2種類の奨励金があるわけなんです、この2種類のうちの奨励金を交付しない場合として、一つは10年間、交付を受けて10年経過をしない場合ですね。二重になるということなんです。

2つ目にこういうのがあります。「市が造成し、又は分譲する一団の土地に事業所等を設置、増設又は移設する者」と。これは今回のケースにそのまま当てはまるのではないかと思います。ということは、企業立地奨励金については交付できないということになるんじゃないかと判断したんですが、それはどうなんでしょうか。これはまず第1点であります。

もしそうであるならば、先ほど御説明の6ページの表ですね、シミュレーションの表の一番右側に企業立地奨励金対象1年目、2年目、3年目と縦にあります。これは該当しないんじゃないかと思うんですが、ひょっとしてもう一つの奨励金である事業所等設置奨励金ならばこれは該当すると思うんです。おわかりでしょうか、意味が。私の判断がちょっとおかしいのかもしれませんが、これがまず1点であります。

そうしますと、そのシミュレーションの2年目、3年目、4年目の要するに3年間の奨励金が支給される、出されるという対象のところの固定資産税というのは、もしこれが企業立地の事業所等の設置奨励金ならば免除されるのではないかと思うんですが、まずこの辺からお聞きしたいと思

ます。よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 担当課長の説明を求めたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） それでは、許可いたします。

田代課長。

○商工課長（田代吉広君） お答えをいたします。

ただいま6ページのシミュレーションにつきまして御質問でございました。まず、今御指摘の土地につきましては、市のほうが造成をするということでございまして、議員御指摘のとおり、企業立地奨励金については該当をしないということでございます。そのようにこのシミュレーションのほうも組んであるということでございます。

それで、そういうことでこの表を見ていただきますと、表の1年目ですね、これにつきましては建物も建っておりませんので、固定資産税の土地のみということで試算をさせていただいたというものでございます。それで2年目以降になりますけれども、建物並びに償却資産、そして従業員さんを雇用されて操業されるという前提のもとにシミュレーションをしてございまして、ただし、今申しましたとおり奨励金のほうですね、済みません、事業所等設置奨励金、ちょっとこの書き方が大変申しわけなかったです、企業立地奨励金ということで書いてあるものですから、ちょっとそこら辺の誤解があって大変申しわけなかったんですけども。土地の部分については該当しないんですけども、事業所の建物、償却資産については該当をするという中で、2年目から4年目についてはお返しをするということの中で、ここについても土地の部分の固定資産税のみをまず上げておまして、あと法人税と新規の雇用者の方の個人の市民税について上げさせていただいておるというものでございますので、お願いをいたします。

以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） お答えいただきました。ということは、今ほどのこのシミュレーションの一番右側は間違いだったと訂正をされるわけですね。企業立地奨励金ではなしに事業所等設置奨励金ということですね。わかりました。

その場合、同じく促進条例の第5条（2）事業所等設置奨励金の額は、投下固定資産に対して課税される各年度の固定資産税相当額以内、固定資産税の最大が全額ということになりますけれども、以内について、その奨励金として免除するということになるんですが、土地については確かに市が造成したんではあります、それを購入されたわけですから、この固定資産税（土地のみ）というのも免除対象になるのではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 田代課長。

○商工課長（田代吉広君） この奨励金の要綱を策定する際に、今回のようなケースを想定しまして作成をしとるわけですが、そうした場合に、やはり市の予算を投入して造成した土地につきましては、やはり奨励金でお返しするという点についてはふさわしくないというようなことで、これについては例外といたしますか、除外しようということで、そのとき中で決めた経緯もございまして、今回のケースについても奨励金の外ということで私ども認識をしとるというところでございます。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 同様質問が続いて3回目になりそうなんですが、わかりました。お気持ちといたしますか、そういうふうに解釈をされたということはわかったんですが。ただ、この企業立地の促進条例の内容からいいますと、市が造成し分譲したんではあるけども、これを取得、有償で買い取られたんですから、この土地についての固定資産も免除の対象になると私は思います。でも、こうやっていただきますよと言われて、先方さんも払われれば、それはそれでいいんでしょうけども、ということを考えます。

それから続けてもう一つですが、法人市民税、個人市民税というのは、これは立地企業が払われるのは当然ですが、個人市民税というのは、そこの従業員の方の市民税になると思うんですね。その場合、こういうふうに回収されますよというのは、ちょっと私、オーバーな表現のような気がします。といいますのは、進出企業さん明らかでないけども、もとの工場も並行して操業されるのか、もとの工場は廃棄されるのか。もし廃棄されるならマイナスが出ていますね。その場合はこの法人市民税は相殺するとどうなるのかわかりません。それから個人市民税、新たな雇用が30人ないし50人と。これは今までの工場の従業員プラス30ということでしょうが、この30というのは他産業からの移動といたしますか、もしそういうふうであるならば、純粹に増にはなかなかならないというふうに考えることもできます。これが学卒すぐ1年目、2年目ですね、こういうところとか、あるいは市外からの移住者ならば純増になるかもしれません。

そういう意味でこのシミュレーションは、若干、私は不正確といたしますか、やや問題があるのではないかと思います。しかし、新たにこうして雇用もふえて、やがてはこの市民税あるいは法人税も納めていただけるということを考えると、それはそれで歓迎すべきことなんだとは思いますが。

それから3つ目ですが、ちょっとこれは総論的な話になりますけども。この企業が私は家電でないことを祈るんですが。といいますのは、いわゆる家電業界というのは、今までも皆さんよく御存じの、例えばある大手の三重県亀山に設置したあの大工場ですね、わずか3年か4年でほぼ行き詰まりました。こういう例は日本各地にいっぱいあるんです、実をいいますとですね。亀山だけでは

ないです。家電というのは特に盛衰が激しいですからそういうことは大いに考えられるんですが、この事業所がずっとこのシミュレーションどおりに続くという保障はどこにもないわけなんですね。やがては最近の国際情勢も経済環境も非常に危ういところがありますので、あるいは規模を縮小したり、場合によっては撤退ということもないことはない。

そういう場合のことも考えながらこれを考えますと、要するに過去の撤退企業と地元の自治体との間では非常にトラブルも出ているわけなんです。中には訴訟問題になっている。補助金を返還せよ、あるいはできないということで訴訟にまでなっているんです。そこまで私は考えたくないけども、ただ、そうした場合が出てきたときにはどうするのかということも考えておかなきゃならないと思うんですね。9億6,000万円という市民の税金を使うわけですから、市としてもこれはやっぱり撤退します、はい、そうですかでは済まないと思うんですね。

そういう意味では、私たち市のほうが企業に責任持つわけではありませぬので、企業のほうに一定の配慮とか、あるいは留意していただきたいことをやっぱりきちっと説明しておくとか、約束をとっておく必要が私はあると思います。ですから、この誘致に関して、本当ならば文書で確約できれば一番いいんだけど、なかなかそんなことも言いにくいということもあるかもしれないので、口頭でもいいですので、雇用の継続的な確保とか最大限雇用は守る、いろんな状況、経済変動があっても雇用は守っていただくと、あるいは、もし廃業あるいは縮小に際しては、市への相談あるいは了解を得るとかですね、なかなか難しい面もあるかもしれませんが、そういう留保は私は必要ではないかと思えます。それは後のためにやっぱりないにこしたことはないけども、準備としてはとっておく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 少し前後いたしました。一番最初に冒頭お話があった、いわゆる進出予定の企業ということにつきまして、現時点で申し上げられるところまで申し上げようと思いません。

実は昨年2月の20日に工場立地協定書というものを予定の企業さんと市のほうで結んでおります。その企業さんといいますのは、アサヒフオージ株式会社といたしまして、現在既に新しいところの近くで操業している、そういった会社でございます。

少し、先ほどお配りした資料で申し上げますと、11ページになりますけども、一番最後につけました平面の図面ですね、これでいうと一番右の上のほうの資料4というふうにインデックスをつけたこのあたりに既に工場を持っておられまして操業しておられます。そういったところと去年の2月の20日付で一応協定書も結んだということでございますので、そちらを想定しております。

そして、御質問ありました30人ないしは50人というのが、ほかの企業さんからもということじゃないかというふうにおっしゃいましたが、我々としては新規で募集をしていただくということを想

定しておりますし、そのようにも希望しております。また、ふだんから郡上市内の雇用の促進についてはさまざまな手を打っておりますので、何とかそれでもって新規で持ってきたいというふうに思っております。

そうしてもう一つは、業種でありますけども、このアサヒフォージさん、今も既にそうですが、メーンの製品というのは車の自動車の足回り、いわゆるハブといたしましてタイヤがついて回るころでございます。

我々一つ思いましたのは、今大変自動車業界というのは変革が進んでおりまして、今後エンジンというのが内燃機関がだんだん少なくなっていって、よく言われておりますのが、今過渡期のハイブリットもかなり優勢ですけども、これからは電気自動車になっていくんじゃないかというのも言われておりますけども、我々この話聞いたときに一つ安心しましたのは、エンジンが変わってもタイヤがある限りは足回しの需要は落ちないというふうに思いましたので、そういう面ではそういったいわゆるハブというか、足回り部品を主力にしておられる工場であれば、いわゆる液晶とかそういった形のようにすぐに需要がなくなるということは、まず可能性は薄いんじゃないかというところも考えまして今回の話になったということでございますので、その辺も御了承をお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） よろしかったですか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） それでは、質疑を終了し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり可とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎報告第1号について（報告）

○議長（兼山悌孝君） 日程4、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾松幸君） それでは、報告第1号をよろしくお願いたします。

専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したの

で、同条第2項の規定により報告する。平成31年2月7日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、専決第15号ということになりますが、専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成31年1月11日、郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容でございます。平成30年11月2日午前9時7分ごろ、やまびこ園職員が研修先の各務原市那加中央保育園へ向かうため、各務原市蘇原宮代町地内の県道93号線を公用車で南進中、信号待ちで停車していた相手車両に追突した。

市は示談により下記金額で損害を賠償をする。市の過失割合は100%でございます。

損害賠償の相手方はごらんのとおりでございます。損害賠償の額、22万6,584円でございます。申しわけございませんでした。

○議長（兼山悌孝君） 質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

---

#### ◎議報告第1号について

○議長（兼山悌孝君） 日程5、議報告第1号 諸般の報告について、議員派遣報告書を別紙のとおりに提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

---

#### ◎市長挨拶

○議長（兼山悌孝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

ただいまは本日臨時議会を招集して提案をさせていただきました、第1号議案、用地取得につきまして、御議決をいただきましてまことにありがとうございます。この本件につきましては、郡上市の産業振興、雇用の確保ということで非常に大切な事業でございますので、本日の用地取得の議決をいただきましたことをもとにしまして、今後速やかに団地の造成等に進んでまいりたいというふうに思っております。いろいろ御指摘の点等ございますが、確実にこの事業が郡上市の産業振興、雇用の確保につながりますよう、なお一層、今後進出を予定しておっていただきます企業とも密接にそうした協議も進めてまいりたいというふうに思っております。

どうもありがとうございました。

---

◎議長挨拶

○議長（兼山悌孝君） それでは、平成31年第1回郡上市臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今臨時会は、1件の議案につき慎重に審議いただき、議了することができました。議員各位の皆様方に深く感謝を申し上げます。

まだまだ寒い日が続きまして、インフルエンザなどはやっておりますので、議員並びに執行者各位におかれましては、健康に十分注意いただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございます。

---

◎閉会の宣告

○議長（兼山悌孝君） 以上で、本日の会議を閉じます。これをもって平成31年第1回郡上市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さんでした。

(午前10時16分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 清 水 正 照

郡上市議会議員 上 田 謙 市



上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員